議員提出議案第2号

生駒市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第 13条の規定により、上記の議案を提出する。

令和3年9月6日

提出者 白本和久

賛成者 吉波伸治

" 中浦新悟

" 浜田佳資

" 惠比須幹夫

リカラ 山田耕三

" 上村京子

w 梶井憲子

生駒市議会会議規則の一部を改正する規則

生駒市議会会議規則(昭和46年11月生駒市議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第89条中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産 補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。